

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
令和6年度骨折及び骨粗鬆症予防モデル事業業務	R6.6.20	株式会社JMDC 東京都港区芝大門2丁目5番5号 住友芝大門ビル12階	11,517,000	第167条の2第1項第2号	令和6年度骨折及び骨粗鬆症予防モデル事業業務の委託に係る提案競技により決定した事業者であるため。			健康推進課	
令和6年度医薬品適正使用のための調査分析事業	R6.6.25	株式会社JMDC 東京都港区芝大門2丁目5番5号 住友芝大門ビル12階	8,833,000	第167条の2第1項第2号	令和6年度医薬品適正使用のための調査分析事業の委託に係る提案競技により決定した事業者であるため。			健康推進課	
KDBを活用した医療費分析ツール更新及びデータ分析支援に係る業務	R6.6.7	合同会社 DATA MILL 鳥取県米子市彦名町7113	6,958,820	第167条の2第1項第2号	令和3年度に作成したKDBを活用した医療費分析ツールの更新とその分析支援に関する業務であることから、本事業を委託することができるのは、ツールを作成した当該事業者のみであるため。			健康推進課	
令和6年度歯科医療従事者人材確保対策事業業務委託	R6.6.3	一般社団法人島根県歯科医師会 島根県松江市南田町141-9	1,064,000	第167条の2第1項第2号	島根県歯科医師会は、公衆の歯科疾患予防を目的に組織され、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導、学術講演会の開催、歯科関係者の養成指導に関する事業を行っており、本事業を実施することのできる県内で唯一の専門団体であるため。			健康推進課	
令和6年度歯科保健推進事業業務委託	R6.6.3	一般社団法人島根県歯科医師会 島根県松江市南田町141-9	1,811,000	第167条の2第1項第2号	島根県歯科医師会は、公衆の歯科疾患予防を目的に組織され、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導、学術講演会の開催、歯科関係者の養成指導に関する事業を行っており、本事業を実施することのできる県内で唯一の専門団体であるため。			健康推進課	
令和6年度在宅歯科医療推進対策事業業務委託	R6.6.3	一般社団法人島根県歯科医師会 島根県松江市南田町141-9	1,331,000	第167条の2第1項第2号	島根県歯科医師会は、公衆の歯科疾患予防を目的に組織され、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導、学術講演会の開催、歯科関係者の養成指導に関する事業を行っており、本事業を実施することのできる県内で唯一の専門団体であるため。			健康推進課	
令和6年度在宅歯科医療連携室整備事業業務委託	R6.6.3	一般社団法人島根県歯科医師会 島根県松江市南田町141-9	1,618,000	第167条の2第1項第2号	島根県歯科医師会は、公衆の歯科疾患予防を目的に組織され、公衆衛生の普及と予防医学の研究・指導、学術講演会の開催、歯科関係者の養成指導に関する事業を行っており、本事業を実施することのできる県内で唯一の専門団体であるため。			健康推進課	
令和6年度在宅医療介護連携推進事業「高齢者住まい看取り研修」業務	R6.6.1	千葉県浦安市入船1-5-2 プライムタワー新浦安16階 株式会社シルバークロス 代表取締役 下河原 忠道	3,116,135	第167条の2第1項第2号	高齢者住まい研修事業は、平成30年度及び令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業にて株式会社シルバークロスが企画実施している。研修受講者の満足度は96%を超えており、研修内容の充実がうかがえる。本県においては、第9期介護事業支援計画の中で病院・診療所以外での死亡割合を32.6%（令和3年度）から42.6%（令和8年度）へ増やすことを指標としており、施設や在宅での看取りをテーマとした本研修コンテンツが指標達成の一助となると思われる。よって、当該法人のみが適切に研修事業を行う能力を有することから、株式会社シルバークロスのほかに委託可能な団体はない。			高齢者福祉課	
令和6年度食品事業者育成研修業務委託	R6.6.24	公益財団法人島根県環境保健公社 松江市古志原一丁目4番6号	3,245,000	第167条の2第1項第2号	本業務では、食品衛生法及び食品表示法に関する専門的な知識が必要となる。左記公益財団法人は、平成16年10月に食品衛生法第33条により登録された登録検査機関であり、食品の成分規格の検査や栄養成分の分析など、食品に関する検査業務を幅広く行っている。なお、左記公益財団法人は、食品衛生及び食品表示に係る十分な知識を有する職員を配置し、衛生管理アドバイザーの派遣や食品表示相談も行っており、食品関連事業者へ衛生管理や食品表示作成に關した助言を行っている。また、これまでも、食品衛生や食品表示に関する講習会を開催していることから実施実績が豊富であり、併せて研修会後のフォロー体制も整っている。さらに、本社が松江市にあり、委託業務に係る協議・調整を綿密に行うことができる。以上のことから、本業務を遂行できる委託先は、左記の者以外にない。			薬事衛生課	
感染症検査機器定期点検保守管理業務委託	R6.6.7	有限会社 友田大洋堂 松江市城島町13-34	3,801,710	第167条の2第1項第2号	ジェリックナガイ及びリアルタイムPCR装置の点検はリアルタイムPCR社指定の代理店でなければならないが、県内でこのサービスを提供できるのは当該業者のみであるため。			保健環境科学研究所	